

第3部 航空交通の安全についての施策

1 航空機の安全な運航の確保

「航空安全情報管理・提供システム」を活用した安全情報の管理・提供・分析による予防的安全対策を推進する。

また、航空会社に対し、専門的・体系的な安全監査を引き続き実施するとともに、「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。

さらに、外国航空機の安全性を確保するため、ランブ・インスペクションの強化を図るとともに、外国当局との一層の連携を進める。

また、陸・海・空（鉄道、船舶、航空）の事故等における原因究明機能の高度化や再発防止機能の強化を図るため、国土交通省の外局として「運輸安全委員会」を設置することを予定している。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報について、質的向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達を実施するための整備を行う。

- 1 予防的安全対策の推進
- 2 航空運送事業者等に対する安全監査等の実施
- 3 外国航空機の安全の確保
- 4 航空従事者の技量の充実等
- 5 航空保安職員の教育の充実
- 6 小型航空機等の事故防止に関する指導等の強化
- 7 スカイレジャーに係る安全対策の推進
- 8 危険物輸送の安全基準の整備
- 9 航空事故等原因究明及び体制の強化等
- 10 航空交通に関する気象情報等の充実

2 航空機の安全性の確保

技術基準等の整備、情報の収集及び処理体制の充実、検査体制の充実等の安全対策を推進することにより、航空機の安全性の確保を図る。

- 1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等
- 3 航空機の検査体制の充実
- 4 航空機の整備に係る審査体制の充実
- 5 航空機の経年化対策の強化